

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人桜十字

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 熊本県熊本市南区御幸木部1丁目1番1号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 (昭和) 平成・令和 46 年 12 月 15 日

(4) 設立登記年月日 (昭和) 平成・令和 46 年 12 月 20 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	倉津 純一	桜十字病院管理者
理 事	寝占 克弘	
同	中尾 潤一	
同	緒方 一未	
同	西川 加奈	
同	濱田 みね子	
同	岡田 純一	桜十字クリニック管理者
同	三浦 正毅	桜十字熊本東病院管理者
同	植村 正三郎	介護老人保健施設レ・ハビリス管理者
同	光山 勝慶	メディメッセ桜十字クリニック管理者
監 事	久峨 章義	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	桜十字病院	4310117280	熊本県熊本市南区 御幸木部一丁目1番 1号	地域包括ケア病棟 45床 障害者施設等一般 病棟 163床 特殊疾患病棟 60床 回復期リハビリテーション 病棟 60床 医療療養病棟 277床 緩和ケア 25床
病院	くまもと在宅 支援病院	4310118338	熊本県熊本市東区 三郎一丁目12番25 号	障害者施設等一般 病棟（地域包括ケア含 む） 36床 緩和ケア病棟 21床
診療所	桜十字クリニ ック	4317410134	熊本県熊本市南区 御幸笛田七丁目11 番85号101号室	
診療所	メディメッセ 桜十字クリニ ック	4317110957	熊本県熊本市中央 区平成三丁目23番 30号 3階	
介護老 人 保健施 設	レ・ハビリス桜 十字熊本東	4350180297	熊本県熊本市東区 三郎一丁目12番30 号	入所定員 120名 通所定員 50名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援事業 ケアセンター桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 7 丁目 14 番 21 号	
居宅介護支援事業 Let's ケアプラン！桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
居宅介護支援事業 Let's ケアプラン！熊本東	熊本県熊本市東区三郎一丁目 12 番 25 号	
居宅サービス事業訪問介護 Let's ヘルパー！桜十字	熊本県熊本市南区御幸笛田 7 丁目 11 番 85 号 110 号室	
居宅サービス事業訪問介護 ケアステーション桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 7 丁目 14 番 21 号	
有料老人ホーム ホスピタルメントさくら西館	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
有料老人ホーム ホスピタルメントさくら東館	熊本県熊本市南区御幸笛田 7 丁目 15 番 3 号	
居宅サービス事業特定施設入居者介護及び介護予防サービス事業、介護予防特定施設入居者生活介護 ホスピタルメントさくら東館	熊本県熊本市南区御幸笛田 7 丁目 15 番 3 号	
医療法第 42 条第 3 号に基づく巡回診療事業 桜十字病院	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
熊本市東 5 地域包括支援センター	熊本県熊本市東区花立二丁目 4 番 5 号 花立ヒルズ 1 階	
居宅サービス事業訪問看護及び介護予防サービス事業介護予防訪問看護 Let's ナース！桜十字	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	
居宅サービス事業訪問看護及び介護予防サービス事業介護予防訪問看護 Let's ナース！熊本東	熊本県熊本市東区三郎 1 丁目 12 番 25 号	
居宅サービス事業訪問看護及び介護予防サービス事業介護予防訪問看護 訪問看護ステーション ホスピタ	熊本県熊本市南区御幸木部 1 丁目 1 番 1 号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年4月1日	理事長選任の件
〃	常務理事の役員月額改定の件
令和6年4月19日	事業所名称変更について
〃	社員総会の議決事項文言変更について
令和6年4月30日	役員辞任の件
〃	役員選任について
令和6年6月27日	令和5年度決算報告書承認の件
〃	事前確定届出給与の件
令和6年9月10日	極度額の設定
令和6年11月29日	令和7年度事業計画及び収支予算承認の件
令和7年2月10日	役員選任について
〃	診療所新規開設について
〃	疾病予防運動施設開設について
〃	定期巡回型訪問介護看護サービス開始について

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

様式第三号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本県熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

財 産 目 録

(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	17,259,399 千円
2. 負 債 額	2,911,915 千円
3. 純 資 産 額	14,347,484 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	14,320,569
B 固 定 資 産	2,938,830
C 資 産 合 計 (A + B)	17,259,399
D 負 債 合 計	2,911,915
E 純 資 産 (C - D)	14,347,484

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

[illegible]

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	14,320,569	I 流 動 負 債	1,896,339
現 金 及 び 預 金	3,291,267	買 掛 金	56,430
事 業 未 収 金	1,946,879	短 期 借 入 金	443,472
未 収 金	128,492	未 払 金	462,895
棚 卸 資 産	33,068	未 払 費 用	434,504
短 期 貸 付 金	8,553,445	未 払 法 人 税 等	13,880
前 渡 金	21,975	預 り 金	141,763
前 払 費 用	43,908	入 居 保 証 預 り 金	106,634
立 替 金	35,068	賞 与 引 当 金	234,822
未 収 還 付 消 費 税 等	164,882	そ の 他 の 流 動 負 債	1,939
そ の 他 の 流 動 資 産	48,490		
未 収 還 付 法 人 税 等	65,681		
貸 倒 引 当 金	△ 12,586		
II 固 定 資 産	2,938,830		
1 有 形 固 定 資 産	1,835,070		
建 物	337,689	II 固 定 負 債	1,015,576
建 物 附 属 設 備	403,281	修 繕 引 当 金	61,527
構 築 物	54,396	長 期 借 入 金	673,030
医 療 用 器 械 備 品	213,069	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13,570
そ の 他 の 器 械 備 品	260,264	退 職 給 付 引 当 金	263,887
車 両 及 び 船 舶	11,766	繰 延 税 金 負 債	3,562
土 地	479,929		
建 設 仮 勘 定	33,000	負 債 合 計	2,911,915
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	41,676	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	285,895	科 目	金 額
ソ フ ト ウ ェ ア	275,650	I 出 資 金	6,273
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	10,245	II 積 立 金	14,341,211
3 そ の 他 の 資 産	817,865	繰 越 利 益 積 立 金	14,341,211
出 資 金	364,550	純 資 産 合 計	14,347,484
投 資 有 価 証 券	246,009	負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,259,399
保 証 金 敷 金	203,126		
そ の 他 の 固 定 資 産	4,180		
資 産 合 計	17,259,399		

様式第二号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		10,991,069
2 事業費用		
(1)事業費	6,798,970	
(2)本部費	4,494,313	11,293,283
本来業務事業損失		302,214
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		1,391,702
2 事業費用		1,476,565
附帯業務事業損失		84,863
事業損失		387,077
II 事業外収益		
受取利息	66,297	
その他の事業外収益	651,226	717,523
III 事業外費用		
支払利息	5,839	
その他の事業外費用	27,296	33,135
経常利益		297,311
IV 特別利益		
固定資産売却益	149	149
V 特別損失		
固定資産除却損	1,942	
固定資産圧縮損	10,688	12,630
税引前当期純利益		284,830
法人税・住民税及び事業税	69,493	
法人税等調整額	△ 12,832	56,661
当期純利益		228,169

様式第四号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

純資産変動計算書

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

	出資金	積立金		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和6年4月1日 残高	6,273	14,113,042	14,113,042				14,119,315
会計年度中の変動額							
当期純利益		228,169	228,169				228,169
会計年度中の変動額合計		228,169	228,169				228,169
令和7年3月31日 残高	6,273	14,341,211	14,341,211				14,347,484

様式第五号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	388,469	54,697	0	443,166	105,477	17,107	337,689
	建物附属設備	2,303,543	272,458	47,300	2,528,701	2,125,420	28,573	403,281
	構築物	71,703	229	1	71,931	17,535	5,083	54,396
	医薬用器械備品	849,357	56,790	0	906,147	693,078	98,093	213,069
	器具備品	597,092	169,079	11,684	754,487	494,223	135,861	260,264
	車両運搬具	178,181	12,644	0	190,825	179,059	8,300	11,766
	その他有形固定資産	100,882	45,712	0	146,594	104,918	42,781	41,676
	土地	479,929	0	0	479,929		0	479,929
	建設仮勘定	557,355	219,876	744,231	33,000		0	33,000
	計	5,526,511	831,485	803,216	5,554,780	3,719,710	335,798	1,835,070
無形 固定 資産	ソフトウェア	425,886	308,254	392	733,748	458,098	74,724	275,650
	その他無形固定資産	10,245	0	0	10,245	0	0	10,245
	計	425,886	308,254	392	743,993	458,098	74,724	285,895
その 他の 資産	出資金	10,245	0	0	364,550	0	0	364,550
	投資有価証券	0	0	100,000	246,009	0	0	246,009
	保証金敷金	364,550	1,132	602	203,126	0	0	203,126
	その他固定資産	346,009	0	553	8,360	4,180	848	4,180
	計	1,156,935	19,115	119,138	822,045	4,180	848	817,865

様式第六号

法人名 医療法人 桜十字

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	11,537	12,586		11,537	12,586
修繕引当金	52,242	74,773	65,488		61,527
賞与引当金	220,174	234,822	220,174		234,822
退職給付引当金	251,675	28,336	16,124		263,887
役員退職慰労引当金	12,540	13,570	12,540		13,570

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替によるものであります。

様式第七号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部1丁目1番1号

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	300,000	0.98727%	-
1年以内に返済予定の 長期借入金	21,768	5,836	0.20000%	-
		11,672	0.20000%	-
		104,196	0.70000%	-
		21,768	0.34000%	-
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	489,970	94,164	0.20000%	2035年9月10日
		188,328	0.20000%	2035年9月10日
		356,023	0.70000%	2029年8月30日
		34,515	0.34000%	2027年10月29日
その他の有利子負債				
合 計	811,738	1,116,502	-	-

(注) 1. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	155,700	146,679	133,932	73,171

様式第八号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		0

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
㈱東京クラシック	1株券	18,780
戸塚カントリー倶楽部	額面金額85万円	21,086
ZenShin Core Tecnology Parallel Fund, L.P.	10,000口	166,143
㈱ジャパントイムズ	2口	10,000
熊本バスケットボール㈱	3口	30,000
計		246,009

様式九の二号

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号

※医療法人整理番号

事業費用明細表
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
期首棚卸高	19,660	
医薬品仕入	352,689	
診療材料仕入	244,463	
医療消耗品費	65,748	
給食材料仕入	12,225	
期末棚卸高	20,884	673,901
II 給与費		
給料	4,599,170	
賞与	735,795	
退職給付費用	16,124	
法定福利費	735,963	
通勤費	35,079	6,122,131
III 委託費		
事務委託費	1,410,601	
施設管理委託費	15,677	
警備委託費	40,521	
清掃委託費	175,679	
検査委託費	202,016	
給食委託費	684,527	
洗濯委託費	238,186	
廃棄物処理委託費	31,198	
その他委託費	103,379	2,901,784
IV 経費		
職員被服費	13,963	
福利厚生費	48,013	
減価償却費	411,370	
賃借料	139,820	
修繕費	65,488	
研修費	142,156	
消耗品費	117,794	
水道光熱費	252,748	
旅費交通費	18,374	
支払手数料	93,616	
租税公課	304,489	
交際費	19,093	
保険料	18,365	

通信費	55,081	
諸会費	8,857	
車両関係費	38,204	
新聞図書費	1,887	
顧問料	19,336	
地代家賃	830,128	
採用費	119,741	
社員食堂管理料	68,375	
雑費	1,744	
保守料	116,999	
その他医業経費	3,138	
会議費	6,982	
貸倒引当金繰入	1,049	
修繕引当金繰入	9,285	
賞与引当金繰入	14,648	
退職給付引当金繰入	12,212	
役員退職慰労引当金繰入	1,030	
寄付金	3,346	
その他	107,936	3,065,267
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高		
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	6,765	
商品（又は製品）期末たな卸高		6,765
VI その他の事業費用		
		0
事業費用計		12,769,848

様式 5

法人名 医療法人 桜十字
所在地 熊本市南区御幸木部一丁目 1 番 1 号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目 1 番 1 号	33,565,527	不動産賃貸など	金銭の貸借	金銭の貸借	500,000	短期貸付金	493,608

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：株式会社桜十字が金融機関から借り入れる場合の金利を勘案して決定しております。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目 1 番 1 号	33,565,527	不動産賃貸など	不動産の賃借	不動産賃借	166,388	地代家賃	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：外部の鑑定会社が作成した鑑定評価額に基づき賃料を決定しております。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目 1 番 1 号	33,565,527	不動産賃貸など	クリーニングの支払	クリーニング	219,934	洗濯委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：第三者からの見積書を基に単価を決定しております。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目 1 番 1 号	33,565,527	不動産賃貸など	館内清掃の支払	館内清掃	174,108	清掃委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：第三者からの見積書を基に価格を決定しております。

様式 5

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	33,565,527	不動産賃貸など	事務委託費などの支払	事務委託など	165,806	事務委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：同種のサービスの市場実勢を勘案して決定しております。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字 熊本	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	21,687,669	事務委託など	金銭の貸借	金銭の貸借	1,672,110	短期貸付金	5,427,890

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：株式会社桜十字熊本が金融機関から借り入れる場合の金利を勘案して決定しております。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字 熊本	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	21,687,669	事務委託など	事務委託費などの支払	事務委託など	1,244,354	事務委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：同種のサービスの市場実勢を勘案して決定しております。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字 熊本	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	21,687,669	事務委託など	不動産の賃借	不動産賃借	531,379	地代家賃	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：外部の鑑定会社が作成した鑑定評価額に基づき賃料を決定しております。

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	33,565,527	不動産賃貸など	保育園運営費の支払	保育園運営	50,820	その他の委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ・取引条件および決定方針：同種のサービスの市場実勢を勘案して決定しております。

様式 5

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	株式会社 Sakura Cross Real Estate	東京都港区	11,724,290	事務委託など	金銭の貸借	金銭の貸借	500,000	短期貸付金	600,000

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

・取引条件および決定方針：株式会社Sakura Cross Real Estateが金融機関から借り入れる場合の金利を勘案して決定しております。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人桜十字

理事長 倉津 純一 殿

私（注1）は、医療法人桜十字の令和6年会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月27日

医療法人桜十字

監事 久峨 章義



この写しは原本と相違ありません

令和7年7月23日

熊本県南区御幸本部1丁目1番1号

医療法人 桜 十 字

理事長 倉津 純一



独立監査人の監査報告書

令和7年6月20日

医療法人桜十字
理事会御中

中島崇賢公認会計士事務所
東京都新宿区西新宿 7-1-12

公認会計士



監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人桜十字の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

この写しは原本と相違ありません

令和7年7月23日

熊本市南区御幸本部1丁目1番1号

医療法人 桜 十 字

理 事 長 倉 津 純 一



理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上